

仕 様 書

1. 業務の名称 平成29～31年度 新国立劇場公演記録映像収録等の業務

内 訳

- (1) 公演記録映像収録業務
- (2) 公演記録映像編集業務
- (3) 公演記録映像設備運用業務

2. 履行場所 公益財団法人 新国立劇場運営財団

新国立劇場（東京都渋谷区本町1丁目1番1号）

（電話）03-5351-3011

3. 契約期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

4. 委託目的

- (1) 新国立劇場運営財団（以下「財団」という）が新国立劇場（オペラ、中、小劇場）において行う公演（以下「公演」という）の、公演記録映像収録、公演記録映像編集及び公演記録映像設備運用業務の各業務を、安全に留意しつつ円滑に運用すること。
- (2) 新国立劇場が過去に積み上げてきた、公演記録収録等の業務の技術レベルを維持すること。

5. 業務の範囲、内訳、技術的要件及び従事者

- (1) 業務の範囲

受託者に委託する公演記録映像収録等の業務（以下「業務」という）の範囲は、以下の通りである。

- (ア) 本業務に関わる公演記録とは、新国立劇場で公演される下記の公演に於いて、演技・演出等を映像により保存することを目的として行うものをいう。
 - ・オペラ劇場、中劇場、小劇場で行われる、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇の自主公演（以下「自主公演」という）
- (イ) 本業務における公演記録映像収録、映像編集及び映像設備運用業務とは、上記（ア）の公演に関して行う下見・打合せ、カット割り、機器の設置・撤収、カメラリハーサル、収録、編集、テロップ作成、ダビング時の機器操作などの作

業をいう。本業務において操作する主要な設備、機器類及び業務に関わる従事者については、（３）技術的要件を参照のこと。

（ウ） その他公演記録に伴う業務で委託者、受託者の双方が合意するもの。

（２）業務の内訳

公演記録に関わる本業務の業種による作業は、原則として下記の通りである。

業種	下見・打合せ	カット割り	リハーサル ・収録	テロップ 作成	編集	ダビング
公演記録映像収録業務						
テクニカルディレクター	○	○	○	－	○	－
カメラマン	△	－	○	－	－	－
ビデオエンジニア	□	－	○	－	－	－
収録ミキサー	○	－	○	－	－	－
公演記録映像編集業務	－	－	－	－	○	○
公演記録映像設備運用業務	－	－	□	○	－	○

注1. 記号○、△、□、－は各業種従事者の有無を表す。

注2. ○は、該当業種従事者が全員従事する。

注3. △は、チーフカメラマンのみ従事する。

注4. □は、必要に応じて従事する。

また、業務の内容は【別紙１】を参照。

（ア）公演記録映像収録業務

本業務を円滑かつ的確に遂行するため、従事者の中からチームリーダーを選任する。なお、チームリーダーは、以下の業務を担当する。

- ・ 従事者を代表して本業務の履行について、新国立劇場技術部映像係担当職員（以下「担当職員」という。）との連絡及び調整を行う。
- ・ 他の従事者を統括し、業務遂行に関する技術的指導を行い、業務全般の円滑な運用を図る。

① テクニカルディレクター

- ・ 従事者のチームリーダーを担当する。
- ・ 公演を下見し、担当職員と打合せ後に公演の内容及び技術的な検討を行い、

カット割りをして収録用台本（以下「台本」という）を作成すること。

- ・ カメラリハーサル及び収録の打合せにおいて、カメラマン及びビデオエンジニアに公演内容及び台本の説明をすること。
- ・ カメラリハーサル及び収録においては、カメラマン、ビデオエンジニア及び収録ミキサーと密接な連携を取りながら的確な映像の切替えを行うこと。
- ・ 公演の編集作業に立ち会い、公演記録映像編集業務従事者に指示をし、収録した映像の修正を行う。
- ・ 業務の経過及び結果について「担当職員」に報告し、判断及び確認を得ること。

② カメラマン

- ・ 個々のカメラの操作を担当する。
- ・ カメラマンの中からチーフカメラマンを1名選任する。チーフカメラマンは、テクニカルディレクターと共に公演を下見しカメラ位置の確認を行うこと。
- ・ テクニカルディレクターが不在の場合は、チーフカメラマンが従事者のチームリーダーを担当する。
- ・ カメラリハーサル及び収録においては、テクニカルディレクター及び他のカメラマンと密接な連携を取りながら、適切な収録を行うこと。

③ ビデオエンジニア

- ・ 複数のカメラの映像調整技術を担当する。
- ・ カメラリハーサル及び収録においては、テクニカルディレクターと密接な連携を取り、公演の内容に応じた適切な映像調整を行うこと。

④ 収録ミキサー

- ・ 公演を下見し、公演担当の音響スタッフと打合せをして収録に必要なマイクの選定及び仕込みを行うこと。
- ・ カメラリハーサル及び収録においては、音のバランス・音量等が舞台と相違することがないように、音声機器の調整及び操作を行うこと。

（イ）公演記録映像編集業務

- ① テクニカルディレクターの指示に従い、収録後の映像の編集作業を行うこと。
- ② 担当職員の指示に従い、開場記念公演からの「公演記録映像」を再編集し、デ

ィスクにダビング作業を行う。

(ウ) 公演記録映像設備運用業務

- ① カメラリハーサル及び収録において、VTR 等の収録機器の操作を行いテクニカルディレクターと密接な連携をとり、良好な技術的水準を維持した適切な収録を行う。
- ② 担当職員の指示に従い、公演記録に関わるテロップの作成を行うこと。
- ③ 担当職員の指示に従い、VTR テープからディスクへダビング作業を行う。

(3) 技術的要件

(ア) 公演記録映像収録、公演記録映像編集、公演記録映像設備運用従事者は、下記の主な設備、機器類について本業務遂行に必要な知識を有し、かつその操作に習熟していること。

- ① 放送用カラーカメラ装置（ハイビジョン対応：HDC-1600R）
- ② カメラ マスターセットアップユニット（MSU-1000）
- ③ カメラコントロールユニット及びオペレートパネル（HDCU-1000、RCP-1501）
- ④ 75 倍 HD スタンダードズームレンズ（CANON:MJ75×9.3BIDS）
- ⑤ カメラ三脚（昭特:TT-64、TE-23B）
- ⑥ 映像切替器（MFS-2000）
- ⑦ VTR 等収録機器（HDW-D1800、PDW-F1600、PDW-HD1550、XDS-PD1000）
- ⑧ モニター機器類（モニター、波形モニター）
- ⑨ 音声卓（02R96VCM、DM1000VCM）
- ⑩ リニア編集（エディティングコントロールソフトウェア:BZS-8050）
- ⑪ 編集用キーボード（MKS-8050）
- ⑫ テロップ作成ソフト（Adobe:Photoshop CS6、Illustrator CS6）
- ⑬ テロップ送出装置（EzV-200HS）

注) 履行期間中に老朽化等により設備及び機器類の更新等に伴い、上記の設備、機器類に変更等がある場合には、財団から事前に通知するものとする。

(イ) 公演記録映像収録業務の従事者は以下の要件を満たすこと。

- ① テレビジョン放送を行う放送局で使用している業務用ハイビジョン収録設備（以下「ハイビジョン収録設備」という）で、4 台以上のカメラを切替えて行う番組技術及びオペラ、バレエ、演劇公演等の舞台中継、収録を業務としている

ること。

- ② オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇の収録に関し、専門知識（舞台各部分の名称、構造等についての知識）を有し、再録のできない本番1回のみの映像、音声の収録に対応できる技術と経験を有すること。
- ③ テクニカルディレクターは上記①、②のほか、次の要件を満たすこと。
 - ・ 5年以上のテクニカルディレクター業務経験があること。
 - ・ 舞台中継収録等で使用する、中継用放送カメラのカメラマンとして5年以上の経験を有し、カメラの特性やその操作について習熟した技能を有すること。
 - ・ 劇場等において、4台以上のカメラを切替えて収録する舞台中継収録の経験を有し、出演者の登退場や舞台全体の進行に対応し、新国立劇場で使用するカメラの特性やその操作性を把握した上で適切なカメラアングルの指示やカメラの切替え操作をできる技能を有すること。
 - ・ 公演記録映像収録業務の特殊性を認識し、当該業務のすべての従事者を統括し、的確な指示ができること。
 - ・ 公演の内容を理解し、公演記録の制作意図に沿った画像構成及びカット割りを行えること。
 - ・ 平成26年度から平成28年度の業務実績でオペラ・バレエ・現代舞踊・演劇公演を、ハイビジョン収録設備で4台以上のカメラを切替えて収録を行うカット割り作業の実績が3件以上有ること。
- ④ カメラマンは上記①、②のほか、次の要件を満たすこと。
 - ・ 舞台中継収録等で使用する、中継用放送カメラのカメラマンとして5年以上の経験を有し、カメラの特性やその操作について習熟した技能を有すること。
 - ・ テクニカルディレクターの指示に従い、適切な映像を撮影する技能を有すること。
 - ・ 劇場等において、4台以上のカメラを切替えて収録する舞台中継収録の経験を有し、出演者の動き、登退場及び舞台転換等を含めた全体の舞台進行に対応し、迅速なカメラ操作によって適切な構図で撮影する技能を有すること。
- ⑤ ビデオエンジニアは上記①、②のほか、次の要件を満たすこと。
 - ・ 5年以上のビデオエンジニア業務経験を有し、舞台中継収録等で使用するカメラ等機器の特性やその操作について習熟した技能を有すること。
 - ・ 劇場等において、舞台中継等で使用する中継用放送カメラ4台以上を切替えて収録する舞台中継収録の経験を有し、場面ごとに照度や色彩が変化する舞台照明に的確に対応し、収録映像を調整する技能を有すること。

⑥ 収録ミキサーは上記①、②のほか、次の要件を満たすこと。

- ・ 5年以上の舞台中継及び収録ミキサー業務経験を有し、舞台中継等の放送用タイプ音声機器の特性やその操作について習熟した技能を有すること。
- ・ 収録に必要なマイク等を選定し、収録プランが立てられること。
- ・ 収録時の音のバランス・音量・音質等が客席で視聴する状況と相違することがないように、音声機器の調整及び操作を行えること。

(ウ) 公演記録映像編集業務の従事者は下記の要件に該当すること。

- ① 編集作業を常時業務とし、5年以上のリニア編集作業経験を有し、編集機器、VTR等収録機器及び編集用ミキサーの特性やその操作について習熟した技能を有すること。
- ② ダビング作業はXDCAMメディアステーション（SONY:XDS-PD1000）とリニア編集機を使用し作業を行うため、操作に習熟していること。

(エ) 公演記録映像設備運用業務の従事者は以下の要件に該当すること。

- ① 公演記録収録のカメラリハーサル、収録時にVTR業務を担当するため、VTR等収録機器に必要な知識を有し、かつその操作に習熟していること。
- ② 本業務に不可欠なコンピューターソフトウェア及びコンピューター本体について専門的な知識を有し、操作にも習熟していること。
- ③ ダビング作業は複数台のVTR等収録機器を使用し作業を行うため、操作に習熟していること。

上記、技術的要件が全て該当することの証明として、【別紙2】「仕様書の技術的要件が全て該当することの証明書」を提出すること。

(4) 従事者

本業務は、受託者が常用的に雇用する者（以下「常用雇用労働者」という。）に従事者とし、【別紙3】「業種別従事者職歴表」を提出すること。要員数は下記の通りとする。

- | | |
|---------------|-------|
| ・ テクニカルディレクター | 5名以上 |
| ・ カメラマン | 10名以上 |
| ・ ビデオエンジニア | 3名以上 |
| ・ 収録ミキサー | 3名以上 |
| ・ 映像編集技術者 | 2名以上 |

- ・ 映像設備運用技術者 3名以上

本業務従事者を常用雇用労働者に限定する理由は、上記（２）業務の内訳に示すとおり、本業務遂行には従事者相互の緊密な連携が不可欠であり、日常的に連携して同様の業務を遂行している常用雇用労働者で構成されることが必要であることによる。

なお、「常用雇用労働者」とは以下のいずれかの要件に該当する者をいう。

- ・ 期間の定めなく雇用されている労働者
- ・ 過去１年を超える期間について、引き続き雇用されている労働者
- ・ 採用時から１年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

6. 業務時間、日程及び要員数

（１）業務時間は原則として午前１０：００～午後１０：００の間とし、この範囲内で作業開始から作業終了後の機器・装置の撤収及び点検までを行うものとする。但し、業務の都合により業務時間は変更する場合がある。（担当職員の指示に従って行うこと）

（２）業務日程及び要員数

- ① 年間の日程及び各職種の要員数は、【別紙４】「平成２９年度公演記録映像収録業務予定要員数」を基本とする。
- ② 財団は、毎月の日程及び各職種要員数を前月２０日までに連絡をする。その後の変更については、随時、連絡するものとする。
- ③ 受託者は、当該業務日の７日前までに、５・（４）の「各担当別従事者職歴表」に記載された者の中から当該従事者の名簿を提出すること。

7. 業務の履行

受託者は、業務の履行にあたり、委託の内容に従って従事者を適正に配置し、教育指導、監督を行い、管理者として誠実かつ善良に処理しなければならない。

8. 従事者の心得

（１）従事者は担当職員の指示によるほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 観客のいる劇場内での作業があるため、作業服を着用し身だしなみに注意すること。
- ② 劇場内で観客に話しかけられた際などには丁寧に対応し、必要があれば担当職員もしくは場内の財団職員に連絡すること。
- ③ 財団の施設、設備及び備品等の安全に十分に注意すること。
- ④ 財団の施設、備品の使用が必要な場合は事前に申請すること。また、使用後は必ず

原状に復すること。

- ⑤ 作成物、設備、機器及び備品等に異常や損傷等を認めた際には、直ちに担当職員に報告すること。

(2) 防災及び非常時の対応

- ① 財団の施設、設備及び備品等による危険防止ならびに防災に努め、安全を心がけること。

- ② 火気の取扱いには十分注意し、業務終了の際には点検及び消火を徹底すること。

火災発生等非常の場合には、客席内や通路に設置してあるカメラを直ちに撤去して、観客の避難の妨げにならないよう速やかに行動すること。

9. 事務担当者

受託者は事務担当者を選任して委託者に提出するものとし、委託者はこの事務担当者を通して業務の連絡・調整を行うものとする。

10. その他

本仕様書は、「平成29～31年度新国立劇場公演記録映像収録等の業務」の委託に関する大要を示すものである。本仕様書に記載のない軽微な事項に関しても、安全且つ円滑な運用を大前提として、委託者、受託者双方の話し合いのうちに処理を計るものとする。

業務委託契約書（案）

公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「甲」という）と { 会社名 } { 代表者 }（以下「乙」という）は、平成29～31年度新国立劇場公演記録映像収録等の業務について、以下のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に対し新国立劇場公演記録映像収録等の業務（以下「本件業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

（業務の範囲）

第2条 甲が乙に委託する業務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）公演記録映像収録業務
- （2）公演記録映像編集業務
- （3）公演記録映像設備運用業務

（業務の履行）

第3条 乙が履行すべき業務は、別紙仕様書及び入札参加時に乙が提出した「仕様書の技術的要件が全て該当することの証明書」（以下「証明書」という）、その他両当事者で合意された書類で明記されたものとする。

（契約期間）

第4条 本契約の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。

（業務報告及び検査）

第5条 乙は、各月毎に業務報告書を作成し、これを甲に送付する。

- 2 甲は乙の報告を受け、本件業務が正しく履行されたかを検査し、業務内容を確認する。
- 3 乙が、完了した本件業務が契約の内容に適合していない場合は、甲は、乙に対し口頭または書面により改善要求を行い、乙は、以後の業務履行について適切かつ速やかな改善を図るものとする。

（委託料及びその支払い方法）

第6条 本件業務の委託料は、別紙1に示す「単価表」に基づき計算された金額とする。ただし、

- 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 乙は、月次に委託料を精算し、請求書を甲に送付するものとする。
- 3 甲は、請求書受領後速やかに支払うものとする。

(機器・備品等の貸与)

第7条 乙は、業務の履行にあたり、甲の貸与する機器・備品を、甲の定める規則に従って使用することができる。

(費用負担)

第8条 甲は、両当事者が協議の上決定した機器・備品等に要する費用を負担する。

2 契約開始時の業務引継ぎ並びに終了時の引き渡しに係わる費用については、乙の負担とする。

(労働法上の責任)

第9条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険諸法令その他従業員に対する法令上の責任を全て負い、甲に対し一切責任及び迷惑などを及ぼさないよう、責任を持って労務管理するものとする。

2 乙は、本件業務の履行に従事する乙の従業員に関し、甲の所有又は占有にかかる建物、設備、機械、通路等について安全又は衛生上の責任を負う。

3 甲は、乙の申し出があれば、速やかに乙の従業員の安全を確保するための措置を取るよう努力する。

(権利譲渡の禁止)

第10条 乙は、本契約により生ずる権利または業務を第三者に譲渡、承継させてはならない。

(代行の禁止)

第11条 乙は、甲の書面による承諾なくして、本件業務の全部または一部を第三者に代行させてはならない。

(解約)

第12条 甲及び乙は契約期間中といえども、4ヵ月前に書面で予告することによって本契約を解除することができる。

(契約の解除)

第13条 不可抗力により公演の開催が不能となった場合には、両当事者は本契約上の義務を負わない。

2 前項以外の理由でいずれかの当事者が本契約書の内容を履行しなかった場合、あるいは不適切な処理が行われた場合には、他方の当事者は何ら催告することなく契約を解除する権利を有する。履行しなかった当事者は、他方に生じた損害を賠償する。

(契約の終了等)

第14条 契約満了又は失効した際、乙は次の受託者が円滑に業務を引継ぐことができるよう、業務を引き渡さなければならない。

2 前項の場合、乙は直ちに自己の所有物を撤去し、甲の施設を原状復帰しなければならない。

(契約の変更)

第15条 本契約の内容に追加又は変更する必要がある場合には、書面により行われなければ効力を生じない。

(損害賠償)

第16条 乙は自らの責に帰すべき事由により次の事故を起こした場合には、乙の賠償の責に任ずるものとする。

(1) 甲の所有する施設もしくは設備及び備品等に重大な損害を与えたとき。

(2) 正常な公演の上演を妨げ、速やかな復帰、継続が困難となったとき。

(3) 出演者及び舞台関係者を死傷させたとき。

2 甲の責に帰すべき事由により、受託者が業務の履行ができず、かつ損害を受けた場合に限り、委託者は委託代金の全部または一部を補償する。

(秘密保持)

第17条 乙は、本件業務をなすにあたって知り得た甲の秘密、情報等を外に漏らす、又は他の目的に利用してはならない。

(合意管轄)

第18条 甲及び乙は本契約に関する紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第19条 この契約書に定めのない事項については、甲、乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通ずつを保有するものとする。

平成 29 年 月 日

(甲) 東京都渋谷区本町 1－1－1
公益財団法人 新国立劇場運営財団
理事長 尾 崎 元 規

(乙) { 住所 }
{ 会社名 }
{ 代表者名 }

別紙 1

単価表

平成 2 9 ～ 3 1 年度 新国立劇場公演記録映像収録等の業務

1 日 1 人単価（消費税別）

区 分	金 額
テクニカルディレクター	〇〇, 〇〇〇円
カメラマン（下見）	〇〇, 〇〇〇円
カメラマン（リハーサル・収録）	〇〇, 〇〇〇円
ビデオエンジニア	〇〇, 〇〇〇円
収録ミキサー（下見）	〇〇, 〇〇〇円
収録ミキサー（リハーサル・収録）	〇〇, 〇〇〇円
映像設備運用技術者	〇〇, 〇〇〇円
映像編集技術者	〇〇, 〇〇〇円